

令和5年度

## 安登小学校生徒指導規程

### 【学校教育目標】

ふるさとを愛し、よりよい未来の創り手となる児童の育成



呉市立安登小学校

## 第1章 総則

(目的)

### 第1条

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。児童が、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

### 第2条

登下校については、次のことを指導する。

(1) 登下校

① 通学路を通り、交通ルールを守って登下校する。

② 午前8時15分までに登校する。

(安全のため、できる限り

**午前7時40分より前に登校しない。**

登校後は、校外に出ない。)

③ スクールバスや路線バスを利用する児童は、バス停や車内で安全に留意し、他者に迷惑のかからなように行動する。

(2) 欠席・遅刻・早退

① 欠席・遅刻の場合、午前8時までに保護者が学校に連絡する。連絡がない場合は、学校から必ず連絡を取る。

② 早退の場合、下校時間・下校方法について保護者が学校に連絡する。



(校内での生活)

### 第3条

校内生活については、次のことを指導する。

(1) 時間(チャイムの合図)を守る。

(2) 「学びのすすめ」に示された態度で学習する。

(3) 学校のきまりを守る。



(服装・髪型等)

### 第4条

小学校生活にふさわしい服装・髪型とする。髪が目にかかる児童はピンで留めたり、肩より長い児童は、ゴム(黒・紺・茶色)で束ねたりするようにする。

(1) 名札をつける。(左胸)

(2) 運動しやすい靴をはく。(厚底、バスケットシューズ、スパイクは適さない。)

(3) 体育館では、体育館シューズを履く。

(4) 次のことを禁止する。

① 頭髪の染色・脱色

② 特異な髪型(パーマ、モヒカン、そりこみ、**極端なツーブロックカットやアシンメトリーカット等**)

③ 華やかな髪飾り・装身具

④ 口紅、マニキュア等の装飾

⑤ ネックレス・ピアス等の装身具

(持ち物)

### 第5条

不要物の持ち込みを禁止する。

(1) 学習活動に不要な物の持ち込みを禁止する。

(2) 携帯電話の持ち込みを禁止する。事情がある場合は、学校に申請し、許可をとる。

(3) **ランドセルや筆箱等にはキーホルダーを付けないようにし、お守りやバスの定期券などはランドセルのポケットに入れる。防犯ブザーは付けてもよい。**

(4) 不要物を持ち込んだ場合は、担任が一旦預かり、保護者にその旨を説明した後で保護者に返却する。

(5) 学校や家庭でタブレットを使用する際は、別紙「タブレットのきまり」を守る。

## 第3章 校外での生活に関すること

### 第6条

校外での生活については、次のことを指導する。

(1) 交通安全に関すること

① 交通ルールを守る。

- ② 自転車に乗る時は安全に気をつけ、ヘルメットを着用する。
- ③ 踏切を安全に通行する。
- (2) 行動に関すること
  - ① 危険な遊び（エアガン、火遊び等）をしない。
  - ② 危険な場所（海、川、線路等）へ行かない。
  - ③ 児童だけで校区外へ行かない。
  - ④ 必要もなくスーパー、コンビニ等へ行かない。
  - ⑤ 遊びに出かけるときは家の人に行き先を伝え、午後5時の町内放送が鳴ったら帰る。
- (3) メディアに関すること
  - ① 携帯電話・ゲーム機・パソコンなどの使い方について、保護者と児童との間で決まりを決める。
  - ② SNS等の書き込みや動画の投稿は、犯罪に巻き込まれ事件になってしまう恐れがあるため安易にはいけない。

#### 第4章 特別な指導に関すること

##### (問題行動への特別な指導)

###### 第7条

次の問題行動を起こした児童に対しては、保護者と児童に来校を求めるとともに、教育上必要と認められる場合は、保護者との連携協議の上、特別な指導を実施する。なお、問題行動ではないが、気になる行動が認められる場合は、家庭訪問等を実施し、児童の様子や実態の把握に努める。

- (1) 法令・法規等に違反する行為
  - ① 飲酒・喫煙
  - ② 暴力・威圧・強要行為
  - ③ 建造物・器物損壊
  - ④ 窃盗・万引き
  - ⑤ 性に関するもの
  - ⑥ 薬物等乱用
  - ⑦ 交通違反
  - ⑧ 刃物等所持
  - ⑨ いじめ
  - ⑩ その他法令・法規に違反する行為
- (2) 学校のきまり等に違反する行為
  - ① 服装・髪型・持ち物等の違反

- ② 危険な遊び・行為
- ③ 暴言・暴力行為
- ④ 器物損壊・落書き
- ⑤ 授業妨害
- ⑥ 指導に従わない状況等
- ⑦ その他学校が教育上指導を必要とする判断した行為

##### (特別な指導)

###### 第8条

特別な指導は、次のとおりとする。なお、学校と保護者との連携のもとで実施する。

- (1) 説諭
- (2) 学校反省指導
  - ① 別室（相談室等）による反省指導
  - ② 奉仕活動等
 指導は、担任及び生徒指導主事、管理職で実施する。
- (3) 家庭反省指導

###### 第9条

特別な指導は、児童の状況や発達段階に応じたものとする。

###### 第10条

反省指導の期間は、概ね1～5日を目安にするが、問題行動の程度や繰り返し等により、指導期間を変更する場合がある。

###### 第11条

器物損壊、紛失の場合、保護者が応分の費用を負担する。

###### 第12条

学校だけで問題の解決を図ることが困難な場合や法に触れる行為等には、関係機関（警察、消防、教育委員会、児童相談所等）と連携して取り組む。

平成31年4月	1日	施行
令和2年4月	1日	改訂
令和3年4月	1日	改訂
令和4年4月	1日	改訂
令和4年4月22日		改訂
令和5年4月	1日	改訂

